|  |
| --- |
| **箕面ビジターセンター企画運営業務に係る**  **企画提案公募要領** |

大阪府では、明治の森箕面国定公園（以下、「明治の森」といいます。）にある箕面ビジターセンターで、明治の森における様々な自然情報や安全に公園を利用するための情報を利用者に提供することを目的に「箕面ビジターセンター企画運営業務」を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

**１　事業名（又は業務名）**

　　箕面ビジターセンター企画運営業務

(1)業務の趣旨・目的

明治の森は、箕面市に位置し、都市近郊にありながら約1,100種の植物、3,000種の昆虫を数えるなど「自然の宝庫」であり、紅葉と滝の景勝地である箕面公園とその周辺の森林を合わせた963haの地域です。

大阪府では、この明治の森の自然環境保全のため、開発を規制するとともに、適正な利用を図るための自然歩道や各種利用施設を整備しています。

箕面ビジターセンターは、明治の森の中核的な施設として、利用者に公園内の自然、歴史、文化等を紹介するとともに安全及び適正な利用を普及啓発するため、展示室、講義室（図書室）、炊事棟を備えています。

この度、これらの施設や明治の森のフィールドを活用し、下記の点を踏まえた自然観察会等の事業を展開する業務を運営していただく事業者を公募するものです。

(2) 事業（又は業務）概要

箕面ビジターセンター企画運営業務　仕様書による。

　(3) 委託上限額

１２，９９５，４００円（税込）

各年度における上限額は下記のとおりです。

令和３年度　２，１６５，９００円

令和４年度　４，３３１，８００円

令和５年度　４，３３１，８００円

令和６年度　２，１６５，９００円

**２　スケジュール**

令和３年７月２１日（水） 公募開始

令和３年８月　２日（月） 説明会参加申込締切

令和３年８月　６日（金） 説明会開催

令和３年８月１６日（月）　 質問受付締切

令和３年８月２７日（金）　 提案書類提出締切

令和３年９月　２日（木）　 選定委員会

令和３年９月下旬（予定）　　 契約締結

令和３年１０月１日（金） 業務開始

令和６年９月３０日（月） 業務終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3)　府の区域内に事業所を有する者であること。

(4)　府税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8)　 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

ア　配布期間

令和３年７月２１日（水）から令和３年８月２７日（金）まで

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで）

イ　配布場所及び受付場所

大阪府北部農と緑の総合事務所　総務課

住　　所：茨木市中穂積１丁目３－４３　三島府民センタービル　２階

電話番号：072-627-1121

ウ　配布方法

上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、北部農と緑の総合事務所ホームページ（[http//www.pref.osaka.jp/](http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/・・・・) hokubunm/youkoso/index.html）からダウンロードできます。　（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

　　　　令和３年７月２１日（水）から令和３年８月２７日（金）まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後５時まで）

　　オ　提出方法

　　　　書類は必ず受付場所に持参してください。（郵送による提出は認めません。）

カ　費用の負担

　　　　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

下記の書類を提出してください。提出部数はア～エは正本１部、副本５部。オ～シは正本１部とします。

ア　応募申込書（様式１：正１部、副５部）

イ 企画提案書（様式２：正１部、副５部）

ウ　応募金額提案書（様式３：正１部、副５部）

エ　事業実績申告書（様式４：正1部、副５部）

オ　共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式５：１部）

②共同企業体協定書（写し）（様式６：１部）

③委任状（様式７：１部）

④使用印鑑届（様式８：１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式９：１部）

キ　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

ク　設立意趣書（１部）

・NPO法人の場合に提出してください。

ケ　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

シ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が**43.5**人以上)に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい。）

・報告義務のある方のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ　応募書類はモノクロ（白黒）としてください。

ウ　応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

エ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

＜記入例＞「箕面ビジターセンター企画運営業務」提案書

株式会社○○（法人名）

オ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会**

(1) 開催日時

令和３年８月６日（金）　午後１時から３時まで

(2) 開催場所（地図参照）

大阪府三島府民センタービル　４階　第１会議室（住所：茨木市中穂積１－３－４３）

(3) 申込方法

ア　「説明会参加申込書」により、電子メール（[hokubunotomidori@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:hokubunotomidori@sbox.pref.osaka.lg.jp)）又はFAX（072-623-4321）にて申し込んでください。

イ　電子メールで申し込む場合、「件名」に【説明会申込：箕面ビジターセンター企画運営業務＜企業名＞】と明記してください。

ウ　口頭、電話による申し込みは受け付けません。

エ　会場の都合により、応募者１者につき２名まででお願いします。

(4) 説明会への申込期限

令和３年８月２日（月）午後５時まで

|  |  |
| --- | --- |
| 北部農と緑の総合事務所 | |
| 〒567-0034 　茨木市中穂積1-3-43 　三島府民センタービル２Ｆ  　北部農と緑の総合事務所  総務課 　TEL／072-627-1121（代） 　FAX／072-623-4321  e-mail: hokubunotomidori@sbox.pref.osaka.lg.jp | 三島府民センター地図 |

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

公募開始日から令和３年８月１６日（月）午後４時まで

(2)　提出方法

　 　電子メール（メールアドレス：hokubunotomidori@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

　　ア　電子メール送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前１０時から午後４時まで）

イ　質問への回答は北部農と緑の総合事務所ホームページ  
（<http://www.pref.osaka.jp/hokubunm/youkoso/index.html>）に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

　ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

　プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。  
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

　エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | 審 査 内 容 | 配点 |
| 業務実施に当っての基本的事項  【別紙、仕様書　２、６参照】 | この業務の目的を理解し、次に掲げる提案にあたっての共通事項が、明確かつ具体的に記述されているか。   1. 業務遂行にあたって、明治の森に関する各機関及び地域活動団体との緊密な連携によることが重要であることを踏まえ、当該団体等との連携について、具体的な内容が提案に盛り込まれているか。 2. 委託業務全般を効果的・効率的に実施するための組織体制について具体的な提案内容が盛り込まれているか。特に、受託者が複数のものからなる場合においては、役割や責任分担があいまいとならないための方策が提案内容に盛り込まれているか。 3. 新型コロナウイルス感染症等拡大防止対策の徹底及び感染防止対策を反映した事業が提案内容に盛り込まれているか。 | １０点 |
| （１）自然解説活動等の企画運営による普及啓発  【別紙、仕様書　７（１）②参照】 | * 新たな利用者の獲得に向けた自然解説活動に関する効果的な広報の方法について、提案がされているか。 * 多様な利用目的に応じた活動内容（日程、テーマ、企画内容、対象年齢、利用フィールド、実施回数、時間、目標参加人数等）について、提案がされているか。 * 利用者ニーズを把握し、活動内容に的確に反映させていくための方法について、提案がされているか。 | １５点 |
| (２)広報活動による自然公園利用等の普及啓発  【別紙、仕様書　７（２）②参照】 | ・明治の森内の自然情報等を発信する情報誌の企画内容について、提案がなされているか。（直近2022年冬及び春号）  ・近隣博物館等関係機関や専門家・地域活動団体等との連携方法について、提案がなされているか。  ・効率的かつ効果的な情報誌の配布方法（配布先・回数・部数等）、その他の新たな広報の方法について、提案がなされているか。 | １５点 |
| (３)展示室の企画運営による環境学習支援  【別紙、仕様書　７（３）②参照】 | ・多様な利用等に対応した展示企画について、提案がなされているか。  ・標本等資料の収集方法について、提案がなされているか。  ・展示室の来館者数、リピーターを増やすための具体的な取組、展示内容について、提案がなされているか。 | １５点 |
| （４）箕面ビジターセンターに常駐する自然解説員の配置  【別紙、仕様書　７（４）②参照】 | ・多様な利用及び利用者ニーズに応じることができる効果的な自然解説員の配置運営計画（資格及び経歴、人数、配置日、配置時間、配置方法）について、提案がなされているか。  ・情報獲得及び利用者への効果的な情報伝達方法も含めた自然解説員の効果的な活動内容について、提案がなされているか。  ・自然解説員の配置日を利用者に周知する効果的な方法について、提案がなされているか。  ・団体利用者等への自然解説員のサービス提供方法について、提案がなされているか。 | ２０点 |
| 障がい者雇用 | ・常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。又は、常用労働者43.5人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | １点 |
| 同種実績 | ・過去５年以内に同種の運営業務を行っていた実績を有するか。 | ４点 |
| 価　格　点 | 価格点の算定式  満点（２０点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | ２０点 |
| 合　　　　計 | | １００点 |

(3) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を北部農と緑の総合事務所ホームページ

（<http://www.pref.osaka.jp/hokubunm/youkoso/index.html>）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

　(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式10）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

（5）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受

けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募

提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。